

# 一般制限規定の 中間報告について

クリエイティブ・コモンズ・ジャパン

野口 祐子

# 評価できる点

- 個別権利制限規定による対応についてある程度の限界があるとしていること
- 権利者の利益を不当に害さない範囲で権利制限の一般規定を導入すべきであると提言していること
- 現在の検討内容を明確に示し、より具体的な議論のたたき台を提供したこと

# 検討課題

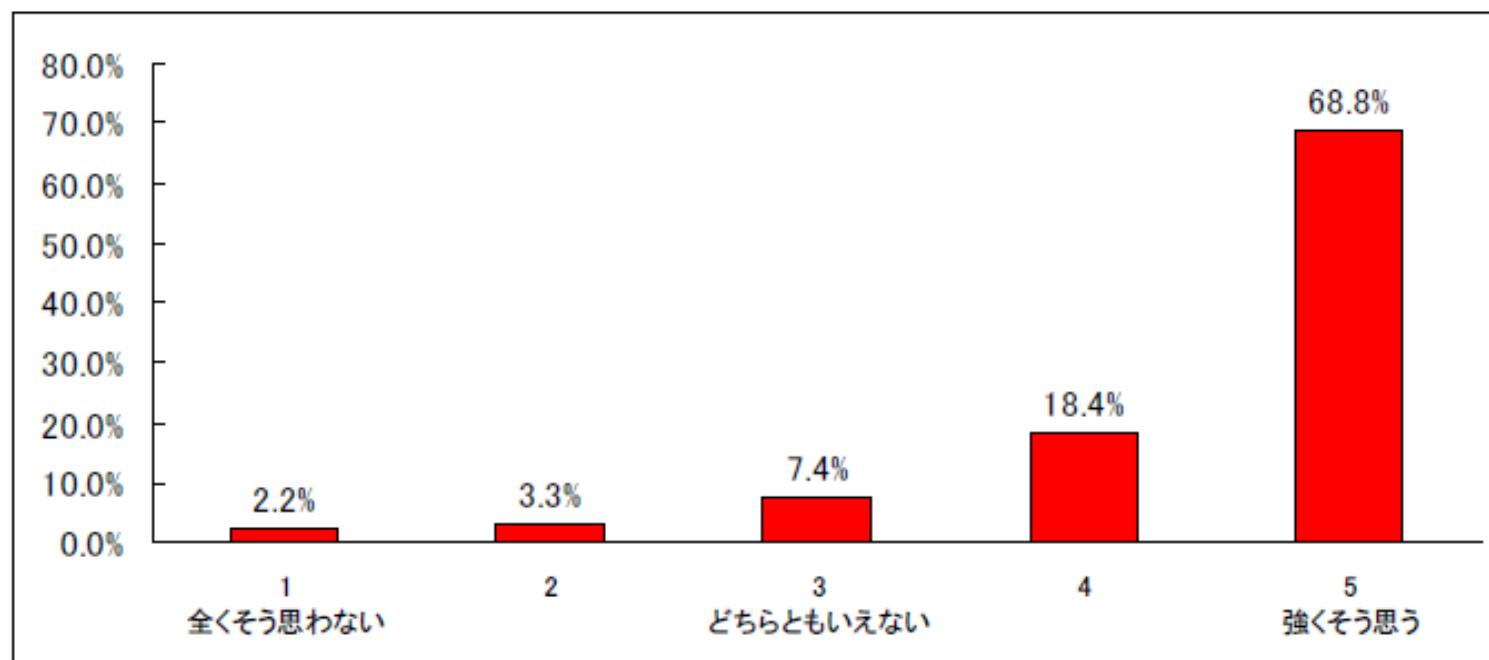
- 一般規定の位置付けについて
  - 対象類型をある程度想定した立法、というアプローチ
  - 立法される一般規定の外縁はどこまで広いのか
  - ある程度の範囲については、個別制限規定の解釈で可能である、という立場についての疑問
  - パロディ、リバースエンジニアリングその他多数の類型について、個別規定での立法を目指すとしていることと、「技術の進展や社会状況の変化等に伴う個別権利制限規定による対応の限界、利用者側に現に支障が生じていること」との整合性

# 形式的権利侵害行為

- その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴ない付随的に主する当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的・量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
  - 写り込みなどを想定、としている
  - しかし、逆に言うと、いわゆる背景への写り込み以外はほとんど該当しないのではないか？
  - なぜ「付随的」だけではだめなのか？

### Q9 シナリオ 2:テーマパークのキャラクターとの撮影内容の公開

ディズニーランドを訪れた人が、ミッキーマウスとツーショットで写真や動画を撮り、それをブログで公開することは、フェアであると思うか。

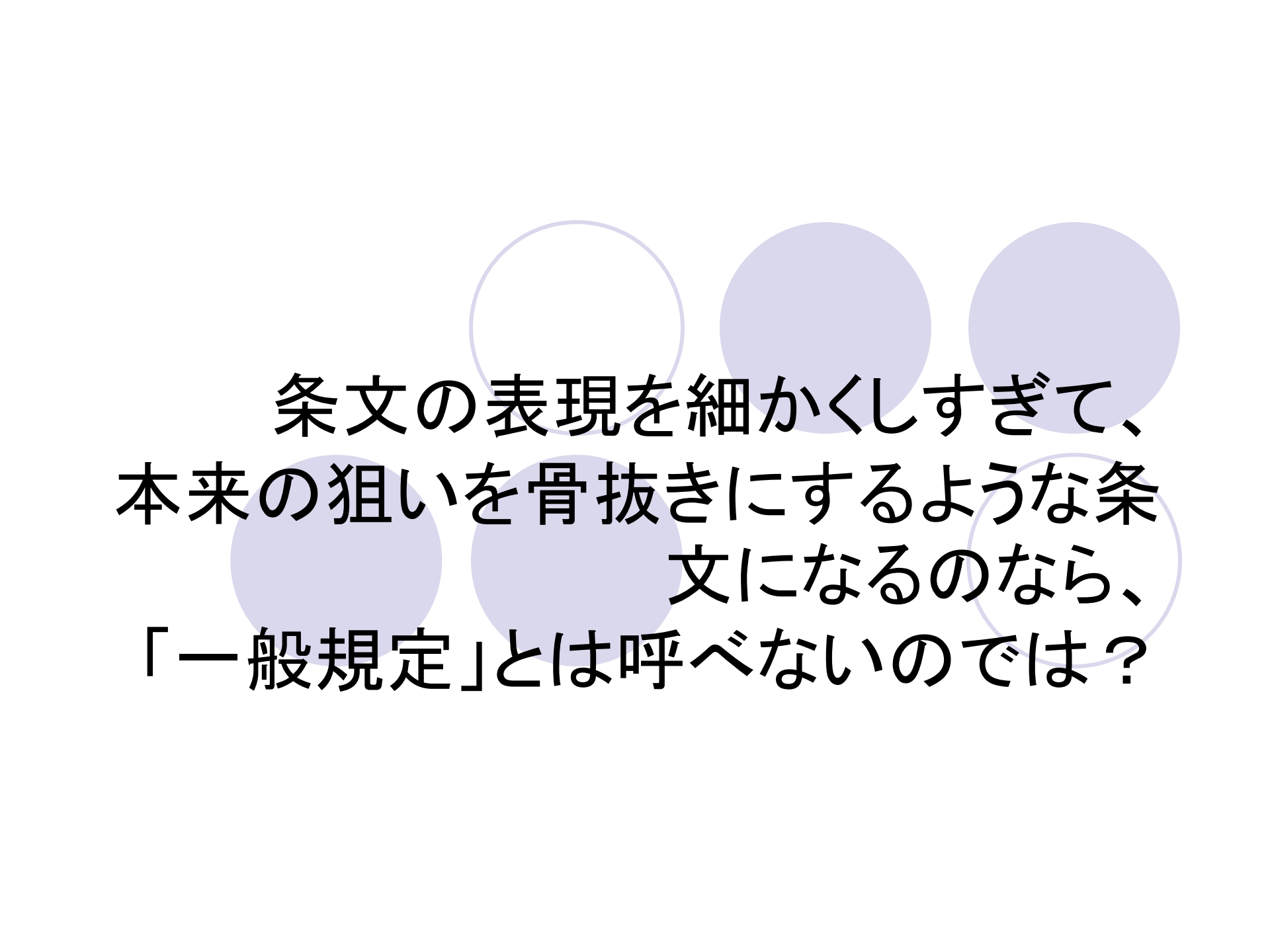


# 権利者に不利益を及ぼさない利用1

- 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
  - 最終的に適法な著作物の利用がなされなかった場合も含まれるのか？
  - なぜ、合法な行為を行う過程で、ではだめなのか？

# 権利者に不利益を及ぼさない利用2

- 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、**当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用**
  - そもそも、著作物の知覚・享受は著作権法の規制の範囲外なのに、これを重要な指針とすることの是非
  - 研究開発の過程で人間が関与し内容を見るような場合も含まれるのか？
  - 新規の機器のデモや検証で著作物を写す行為は？



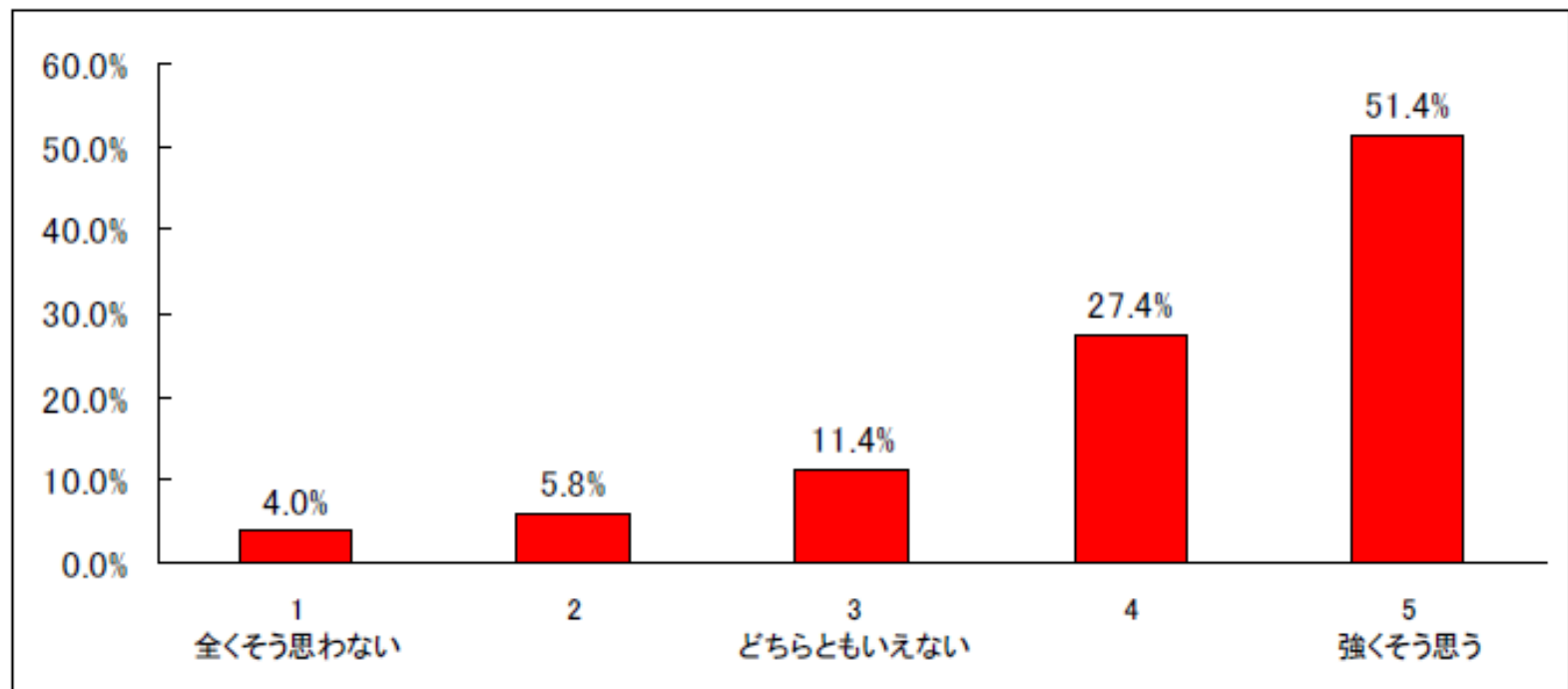
条文の表現を細かくしすぎて、  
本来の狙いを骨抜きにするような条  
文になるのなら、  
「一般規定」とは呼べないのでは？

# 今後の個別規定に委ねるべきもの

- これら以外の利用行為でヒアリングに提出されたものは、個別規定の創設・改正により対応すべきである
  - 代表例が企業内の少数の複製などの利用
  - 教育／福祉／資料保存なども個別規定の改正により行うべき？
- そもそも、一般規定を何のために入れるのか、ということとの関連での疑問
- 立法過程に反映されにくいニーズや今後予測できないニーズに対応するためのものではないのか？

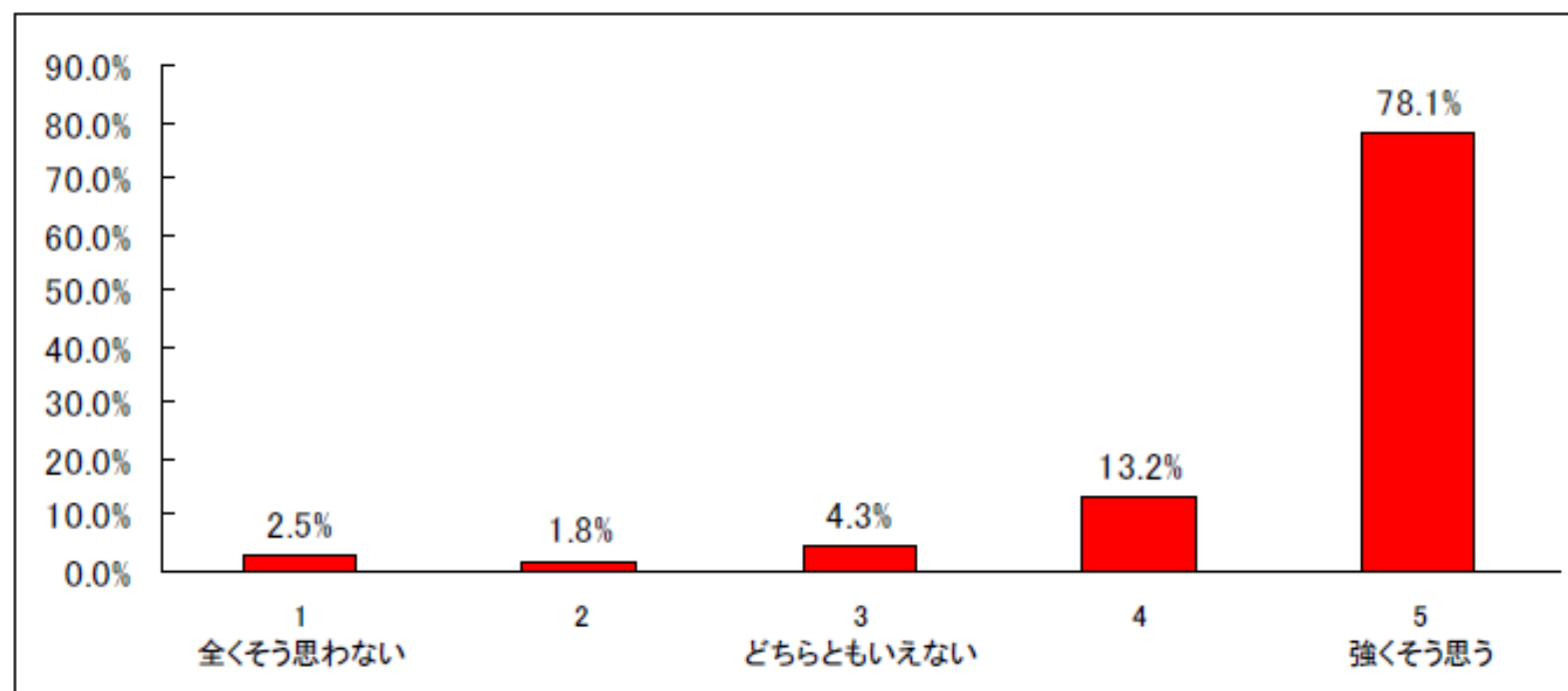
## Q12 シナリオ 5:社内利用

社内ミーティング用資料を作る人が、会社にある新聞や雑誌の記事をコピーしたり、翻訳したりすること。あるいは、同僚との連絡で、そのような資料をファックスやメールで送ることは、フェアであると思うか。



### Q13 シナリオ 6:電子アーカイブ化による保存

絶版になっている本や劣化が進んでしまうフィルムを図書館や文化施設が電子アーカイブ化することは、フェアであると思うか。



# パネルディスカッション

- 質問1 一般規定が想定している範囲が狭いこと  
(個別規定の柔軟な解釈、改正、創設で対応すべきであるとしていることについて)
  - 個別規定の柔軟な解釈でどこまで行けるのか？
  - 予測可能性がないため？
  - 裁判所の役割を大きくしたくないため？
- 質問2 原作品を変容して利用すること  
(Transformative use)が現在全く想定されていないことについて

# パネルディスカッション

- 質問3 多様な権利者がいる中で、権利者＝一定の自由な利用の合法化に反対、という図式は成り立たないのではないか
  - または、文化庁の想定している「権利者」は「商業権利者」または「権利者団体」に著しく偏っているのではないか
- 質問4 著作隣接権が対象外となっていることについて

Thank you!

[yuko.noguchi@mhmmjapan.com](mailto:yuko.noguchi@mhmmjapan.com)